

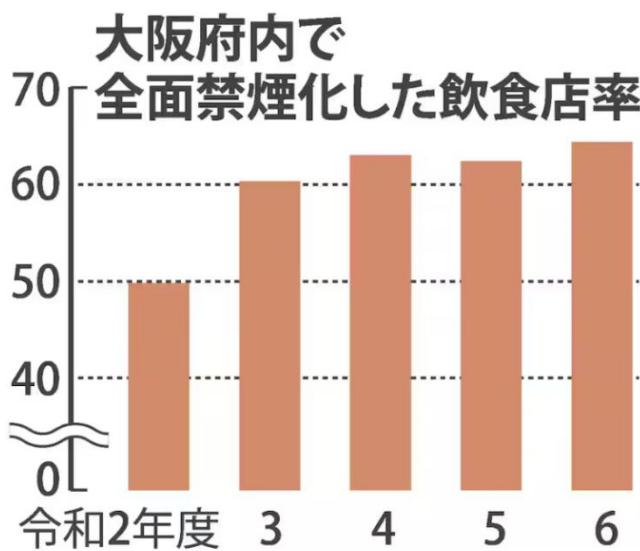
週刊 **タバコの正体**

現代社会は他人のタバコの煙を吸わされる受動喫煙を防ぐために、いろんな所が禁煙になっています。公共施設や学校、職場などほとんどの場所が禁煙になっているのに加え、飲食店でも禁煙化が始まっています。現在、下の表にあるように受動喫煙を防止する法律や条例で飲食店のも屋内禁煙が義務づけされているのです。

しかしながら、食事をしながらタバコを吸う喫煙者が多かった時代が長く続いていたため、店内を禁煙にすると来店者が減る心配があるので、全面禁煙にするのか喫煙室を設置して喫煙者にも利用してもらえるようにするのか、各飲食店の対応が分かれているところだと思います。

国や自治体が定める受動喫煙防止対策の主な内容

法律・条例名 (施行月)	改正健康増進法 (令和2年4月)	東京都 受動喫煙防止条例 (2年4月)	大阪府 受動喫煙防止条例 (7年4月)
飲食店	<p>屋内禁煙 (喫煙室の設置可) ※客席面積100平方㍍以下の中既存店は規制対象外</p>	<p>屋内禁煙 (喫煙室の設置可) ※客席面積にかかわらず、従業員を雇っているすべての店が対象</p>	<p>屋内禁煙 (喫煙室の設置可) ※客席面積30平方㍍以下の店は対象外</p>
罰則	50万円以下の過料	5万円以下の過料	違反した店は5万円以下の過料、喫煙した人は3万円以下の過料



※大阪府の実態調査結果に基づく

とは言え、世間の喫煙率がどんどん下がっているので、左のグラフにあるように大阪府では全面禁煙の飲食店が少しずつ増え、すでに60%以上が全面禁煙となっています。

今後もタバコを必要としない人が増えていくと予想されるので、いつか「飲食店は禁煙が当たり前」となる日が来るかも知れません。

産業デザイン科 奥田 恭久